

カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業企画運営業務 公募型プロポーザル説明書

1 業務概要

(1) 業務の目的

本業務は、2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにするカーボンニュートラルの必要性等、取り巻く経営環境が大きく変化する中、ライフサイクルアセスメント等の規制対応や事業形態の変換等を志向する県内製造事業者等（輸送用機械器具製造業等）に対し、企業におけるカーボンニュートラル対応（CO2排出量削減等）の取組を支援するとともに、カーボンニュートラルを起点とした事業変革を進展させることで、新たな付加価値の創出を図る。

(2) 業務内容

別紙「仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結の日から令和7年3月31日まで

(4) 予算額（消費税及び地方消費税を含む。）

金 74,894 千円

※本プロポーザルで求める提案に係る予算額は、別に定める「カーボンニュートラルへ向けた産業支援事業企画運営業務提案書作成要領」によるものとする。

2 注意事項

(1) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書提出期限

令和6年2月29日（木）午後5時【必着】

(2) 仕様書等に対する質問書提出期限

令和6年3月25日（月）午後5時【必着】

(3) 上記（2）に対する回答日等

令和6年3月28日（木）までに、公募型プロポーザル参加者全員に回答する。

ただし、質問・回答の内容が質問者の具体的な提案内容に密接に関わるもの及び軽微な質問については、質問者のみに回答する。

(4) 提案書提出場所及び期限

ア 提案書提出場所

広島県商工労働局イノベーション推進チーム（ものづくり支援グループ）

イ 提案書提出期限

令和6年4月3日（水）午後5時【必着】

ウ 提出書類

（ア）別記様式第4号（企画提案申込書）

（イ）企画提案書（任意様式）

(5) 提案書に関するプレゼンテーション実施場所等

ア 実施日 令和6年4月8日(月)(予定)

イ 出席者 公募型プロポーザル参加資格を有している事業者

ウ 内容 企画提案者によるプレゼンテーション

1 提案者当たりの説明時間は35分以内とし、内訳はプレゼンテーション20分、質疑応答15分とする。(予定)

エ その他 実施日時、実施場所、実施方法等については、プロポーザル参加者に対し、別途通知する。また、参加者が6社を超えた場合、事前に書面審査を行う場合がある。

(6) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書(以下「申請書」という。)について

ア 公募型プロポーザル参加希望者は公告で定める公募型プロポーザル参加資格要件に応じ、次に掲げる必要な書類を別記様式第1号(公募型プロポーザル参加資格確認申請書)に添付しなければならない。

(ア) 別記様式第2号(会社概要)

(イ) 会社概要資料(パンフレット等)

(ウ) 別記様式第6号(電子データの保存等に関する申出書)

(エ) 登記事項証明書(発行日が申請日から3か月以内のもの)：

・履歴事項全部証明書又は現在事項全部証明書の写し

(オ) 定款

(カ) 財務諸表：最新決算年度の貸借対照表、損益計算書

(キ) 納税証明書(発行日が申請日から3か月以内のもの)：

・広島県県税事務所が発行する「広島県税、特別法人事業税及び地方法人特別税について未納がないこと」を証した書面(納税証明書)の写し(県外事業者で、広島県内に事業所等が全くないなどの理由により、広島県に納税義務がない場合は不要)。

・管轄の税務署が発行する消費税及び地方消費税について未納がないことを証明する書面(「納税証明書その3、その3の3」のいずれか)の写し。

※グループで応募する場合は、構成者全員分を提出するものとする。また、別記様式第7号のグループ構成書及び委任状を提出すること。

※ただし、広島県の令和4～6年物品・委託役務競争入札参加資格を有している場合は、登記事項証明書・財務諸表・納税証明書の提出は必要ないものとする。

※納税証明書について、納税の猶予の特例を受けている場合には、納税証明書に代えて猶予通知書の写し等の提出でも可能(広島県の令和4～6年物品・委託役務競争入札参加資格の取扱いに準じる)。

イ 申請書及び上記アに定める必要な書類(以下「申請書等」という。)の作成に要する費用は、公募型プロポーザル参加希望者の負担とする。

ウ 申請書等に虚偽の記載をした者については、指名除外措置を行うことがある。

エ 申請書等の提出は、持参又は郵便等による。郵便等による提出は、一般書留郵便、簡易書留郵便及び一般信書便事業者又は特定信書便事業者の提供するサービスでこれらに準じるものに限る。

(民間宅配事業者のいわゆる「メール便」はこれに当たらない。)

(7) 仕様書等について

ア 仕様書等に対する質問がある場合は、上記「2(2)仕様書等に対する質問書提出期限」までに、仕様書等に対する質問書(別記様式第3号)を電子メールにより提出すること。

電子メールの件名の先頭には「【ものづくりプロポーザル】」と付すこととし、電子メール送信後は、電話にてその旨を連絡すること。

ただし、軽微な質問については、電話等でも受け付け口頭で回答する。

イ 上記の質問に対する回答については、公募型プロポーザル参加資格を有する者のした質問にのみ回答する。

(8) 最優秀者として選定されなかった者に対する理由説明等について

ア 最優秀者として選定されなかった者に対しては、その旨を電子メールにより通知する。

イ 上記の通知を受けた者は、広島県商工労働局イノベーション推進チームに対してその理由説明を求めることができる。

ウ この説明を求める場合は、令和6年4月15日（月）までに、その旨を記載した書類を提出すること。

エ 上記に対する回答は、令和6年4月19日（金）までに、書面又は電子メールにより行う。

(9) 支払条件

業務完了後の一括払とする。

ただし、受注者の請求により必要があると認めるときは、委託料の一部を概算払とすることができる。

(10) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(11) 参加者の負担について

公募型プロポーザル参加資格確認申請書（添付資料を含む。）及び提案書の作成及び提出に関する費用は、提出者の負担とする。

(12) 公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書に虚偽の記載をした場合には、提出された公募型プロポーザル参加資格確認申請書及び提案書を無効とするとともに、指名除外の措置を行うことがある。

(13) 提出された提案書について

ア 提案書提出後、県から提案書の内容について質問を行い、又は補正を指示する場合がある。

イ 提案書提出後、提案を取り下げる場合は、取下願（別記様式第5号）を提出するものとし、取下願の受理をもって、公募型プロポーザルの参加辞退とする。

ウ 提出された提案書は、取下願を提出した場合も含め、返却しない。

エ 提案書は、本業務受託候補者の選考以外に提案書の提出者に無断で使用しないものとする。

ただし、広島県情報公開条例に基づき公開する場合には、使用することがある。

(14) 本件業務に関し、県から受領し、又は閲覧した資料等は、県の了解なく公表し、又は使用してはならない。

(15) 提案内容に含まれる特許権など法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は公募型プロポーザル参加者が負う。

(16) 公募型プロポーザル結果等の公表について、物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき、公募型プロポーザルの選定結果及び公募型プロポーザル参加者の評価基準に基づく

評価値をホームページに掲載する。

3 契約事項

(1) 公募型プロポーザルに関する要領

物品調達・委託役務業務公募型プロポーザル事務処理要領に基づき執行する。

(2) 契約の締結

最優秀提案者として選定された者とその提案書について協議を行い、協議が整った場合に、県の契約担当職員が別途定める予定価格の範囲内で契約を締結する。この協議の際、提出された提案書の内容を一部変更する場合がある。(企業グループの場合は、代表企業と契約を締結する。)

また、契約候補者との協議が整わない場合は、次点の企画提案者と協議を行い、契約を締結することがある。

(3) 契約事項に関する規則

広島県会計規則及び広島県契約規則に基づき執行する。

(4) 契約保証金

公告に定めるとおり

(5) 地方自治法第 234 条の 3 の規定に基づく長期継続契約

適用なし

4 添付書類

(1) 公告の写し

(2) 契約書(案)

(3) 仕様書

(4) 提案書作成要領

(5) 評価基準

(6) 様式

ア 別記様式第 1 号(公募型プロポーザル参加資格確認申請書)

イ 別記様式第 2 号(会社概要)

ウ 別記様式第 3 号(仕様書等に対する質問書)

エ 別記様式第 4 号(企画提案申込書)

オ 別記様式第 5 号(取下願)

カ 別記様式第 6 号(電子データの保存等に関する申出書)

キ 別記様式第 7 号(グループ構成書、委任状)

【問い合わせ先】

広島県商工労働局イノベーション推進チーム

担当：ものづくり支援グループ 三原、日山

電話：082-513-3362(ダイヤルイン)